

2. 介護給付の適正化について

(1) 介護給付の適正化の意義等について

ア 「介護給付適正化」の意義

- 介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

イ 介護給付の適正化の推進について

- 各都道府県においては、平成19年度に策定した「介護給付適正化計画」に基づき、給付の適正化・適切化に取り組んでいるところでおり、国としても、国保連合会介護給付適正化システムの改修やケアプラン点検支援マニュアルの作成等の支援を行い、事業の実施率は全項目向上しているところであるが、

- ① 予算や人員体制の確保が難しいこと等により事業の実施に至っていない保険者もあり、国が示した実施目標に達していない。
- ② 認定調査状況チェックのように実施率が90%を超える事業もあれば、専門的知識が必要となるケアプラン点検のように実施率が50%台のものもあり、事業によって取組状況に差がみられる。
- ③ マニュアルが難しい等の理由により、国保連合会介護給付適正化システムを活用できていない保険者が少なからず存在する。等の状況となっている。

【参考】 ○国が示した実施目標 → () 内は、事業実施実績

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
適正化事業	100% <u>(99.1%)</u>	100% <u>(99.4%)</u>	100%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	85% <u>(90.4%)</u>	95% <u>(93.6%)</u>	100%
ケアマネジメント等の適切化			
※ケアプランの点検	85% <u>(45.1%)</u>	95% <u>(56.4%)</u>	100%
※住宅改修等の点検	85% <u>(79.0%)</u>	95% <u>(83.5%)</u>	100%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化			
※「医療情報との整合」・「縦覧点検」	85% <u>(68.9%)</u>	95% <u>(73.5%)</u>	100%
※介護給付費通知	85% <u>(57.6%)</u>	95% <u>(63.3%)</u>	100%

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

(2) 行政事業レビューにおける指摘について

- 平成22年6月に実施した行政事業レビューにおいては「事業は継続するが更なる見直しが必要」との評価を受けており、外部有識者からは、
 - ① 事業の内容を十分把握できていない。
 - ② 費用対効果があがるよう国として指導すべき。
 - ③ これまでの成果を踏まえ、事業毎の取組の比重を変えるなど考える姿勢が必要。
 - ④ 制度一般の啓発やサービス利用にかかるPRは、この事業で行うのは不適切。
 - ⑤ 国保連合会介護給付適正化システムの活用を促すとともに、効果的事業を中心に再構築すべき。

といった指摘を受けたところ。こうした指摘事項も踏まえ「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」の中で、これまでの適正化事業実施状況の把握を行った。

(3) 「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」の結果等について

- 介護給付の適正化計画においては、平成20年度から平成22年度までの3年間を強化期間と位置付けており、最終年度にあたる今年度は、これまでの実施状況等を把握し、平成23年度以降の計画、事業内容、目標等を定めるにあたり、都道府県、保険者の協力を得て「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」を実施した。その結果、
 - ① 主要5事業の中では、他の事業に比べ「縦覧点検・医療情報との突合」が目に見て費用対効果が高い。なお、国保連合会に委託した場合は、費用対効果がさらに高くなる傾向にある。
 - ② 介護給付費通知は、実施保険者数、発送部数、発送月数ともに増加している。費用対効果は比較的低い事業ではあるが、事業所に対する牽制効果が期待できる、継続すること自体に意味がある等の理由により、当事業を重要視する保険者も多数、見受けられる。
 - ③ 都道府県で独自の適正化事業マニュアル（ケアプラン点検マニュアル、医療情報との突合マニュアル等）を作成し、保険者に配布することによって、実施率が向上した。

といったことが明らかとなった。また、都道府県や保険者からは以下のような提案・意見等をうかがっている。

ア 都道府県からの提案・意見等

- ① 大きく方針を変更するのではなく、引き続き主要5事業を重点的に実施し、市町村の限られた人員で効率的・効果的に実施できるような方法を確立して事業の質を高めることが望ましい。
 - ② 医療情報との突合や縦覧点検など金銭的な効果が明確な事業について重点化すべき。

イ 保険者からの提案・意見等

- ① 国保連との連携を強化し、縦覧点検、医療情報との突合等の業務委託をさらに促進してほしい。
 - ② 介護保険事業計画と一体的に取り組む方が効率的になるのではないか。

また、都道府県に対しては、国保連合会介護給付適正化システムについて具体的な操作方法等の研修会の開催を希望する、といった意見もあったところである。

(4) 平成23年度以降の適正化事業について

- 平成23年度以降の適正化事業については、上記の行政事業レビューの指摘及び「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」の検証結果を踏まえ、各都道府県において次期介護給付適正化計画を策定いただく予定である。追って国から次期計画にかかる指針をお示しすることとしており、指針には、
 - ① 必ずしも主要5事業の一律100%実施を求めるのではなく、具体的な目標については都道府県、保険者の状況に応じた目標設定とともに、質的向上を図る観点から点検の実施率、月数、回数等、より工夫を凝らした内容を検討。
 - ② 将来的には主要5事業を全て実施することが望ましいが、未実施の事業がある場合は他の事業に比べ費用対効果が明らかである縦覧点検、医療情報との突合を優先的に実施。
 - ③ 介護保険事業計画と一体的に取り組む方が効率的との意見を踏まえ、4か年（平成23年度から26年度まで）の計画期間とする。（介護保険事業計画に合わせた期間）ただし、中間年には必要に応じて検証を行い見直しをすることも想定。
 - ④ 制度の啓発やサービス利用にかかる広報・周知を行うのは不適当との指摘を受け、適正化事業に直接関わりのある周知・広報の実施。
 - ⑤ 主要5事業に加え、国保連合会介護給付適正化システムを利用した「給付実績の活用」について、費用対効果も期待できるため実施を促進。
 - ⑥ 介護給付適正化事業に有効な情報が提供されている、国保連合会介護給付適正化システムを十分に活用できていない保険者を対象としたシステム活用にかかる研修会や参考事例の情報提供の充実、国保連合会への委託の推進。
- 等の事項を盛り込む予定である。この指針を受け、各都道府県においては、より効果的・効率的な適正化事業に向けて次期計画等を定め、一層の介護給付適正化の推進を図られたい。

(5) 介護給付適正化推進特別事業について

- 平成23年度においては、平成22年度の「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」並びに国保中央会体向け補助であった「適正化関連独自事業実施等連合会の支援」を廃止し、新たに「介護給付適正化推進特別事業」を創設した。
事業内容としては、
 - ① 目に見えて効果がある「縦覧点検・医療情報との突合」事業について、実施月数の拡大等による更なる推進
 - ② 都道府県と国保連合会との連携による、管内保険者に対する国保連合会介護給付適正化システム活用にかかる研修等

- ③ 事業所への牽制効果があると考えられる「介護給付費通知」事業等、効果的、先駆的な適正化事業の実施等を予定しており、実施主体である保険者と一体となって協力しながら、国保連合会への委託も含め効果的・効率的な事業の推進を図るため、積極的に活用願いたい。
- なお、事業の詳細については、成案を得しだい別途お示しする。

【参考】

介護給付適正化推進特別事業の概要

(平成22年度予算額) (平成23年度予算額(案))
(千円) → 85,728千円

※ 平成22年度「適正化計画検証・見直し等事業」及び「適正化推進等経費」中の「適正化関連独自事業実施等連合会の支援」を廃止・組み替え

1. 目的

本事業は、都道府県、保険者及び国保連が行う介護給付適正化関連事業の一層の推進を図るため、都道府県に所要の経費を助成することにより、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 効果があると考えられる事業への支援事業

縦覧点検、医療情報との突合事業をさらに推進

(2) 効果に繋がる事業

保険者等に対する適正化システム関連等の研修会を実施

(3) その他適正化効果があると考えられる事業

地域の実情に応じて都道府県、保険者、国保連が協議し効果的、先駆的事業の実施を支援。

3. 実施主体

都道府県

4. 負担割合

国10／10